

函館市監査公表第17号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年9月28日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕邦

函館市監査委員 金澤 浩幸

函館市監査委員 池亀 瞳子

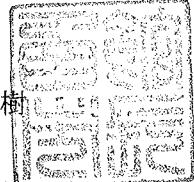


函企管総  
令和3年(2021年)9月17日

### 措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工藤壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

| 部局名   | 企業局                   |     |          |  |  |  |
|---|-----------------------|-----|----------|--|--|--|
| 監査の種類   | 定期監査・財政援助団体等監査・その他( ) |     |          |  |  |  |
| 監査等実施期間   | 令和2年11月4日～令和3年3月25日   | 送付日 | 令和3年5月7日 |  |  |  |
| 監査項目等   | 予算の執行                 |     |          |  |  |  |
| 勧告事項、指摘事項、意見  |                       |     |          |  |  |  |
| (1) 意見  |                       |     |          |  |  |  |
| ア 予算の執行   |                       |     |          |  |  |  |
| 水道事業会計、公共下水道事業会計および交通事業会計で予算執行している函館市企業局職員の健康診断に係る医療機関の選定に関わっては、令和2年4月1日に見積合せおよび契約締結している書類がある一方、見積合せに先立って市内医療機関に送付している実施要領には、令和2年3月30日までには業者を決定する旨の、年度開始前に予算執行を行う内容の規定があり、存在する関係書類に記載される手続等に整合性がない状態になっている。 |                       |     |          |  |  |  |
| 形式的には地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度が遵守されているのか判断ができない状態であることから、地方自治体や地方公営企業における会計年度の区分を十分に認識した事務の執行に努められたい。   |                       |     |          |  |  |  |
| 措置内容、対応・考え方   |                       |     |          |  |  |  |
| 函館市企業局職員の健康診断に係る医療機関の選定事務につきましては、令和3年度から、当該年度に業者を決定するよう実施要領を改めたところであります。  |                       |     |          |  |  |  |

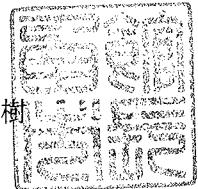


函企管総  
令和3年(2021年)9月17日

### 措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工藤壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

| 部局名   | 企業局                                |     |          |  |  |  |
|---|------------------------------------|-----|----------|--|--|--|
| 監査の種類   | 定期監査・財政援助団体等監査・その他( )              |     |          |  |  |  |
| 監査等実施期間   | 令和2年11月4日～令和3年3月25日                | 送付日 | 令和3年5月7日 |  |  |  |
| 監査項目等   | 支出事務（汚泥処理施設管理費（うち乾燥ケーキ等の処分に係る委託料）） |     |          |  |  |  |
| 勧告事項、指摘事項、意見  |                                    |     |          |  |  |  |
| (1) 意見<br>イ 支出事務（汚泥処理施設管理費（うち乾燥ケーキ等の処分に係る委託料））<br>予定価格を設定するために必要な積算書については、通常、作成責任者の記名および押印がされるものであるが、企業局が積算書とする委託料内訳書には、記名、押印が確認できず、また、積算金額は参考見積書を基に算定されているが、この額の妥当性の検討がされているかどうかについて、関連する書類も含め不明確であり、積算書として不十分と思われる点が見受けられた。<br>積算は適正な予定価格を設定するために必要なものであり、契約の適正性、公平性に影響することから、これに十分留意し、丁寧な事務の執行に努められたい。               |                                    |     |          |  |  |  |
| 措置内容、対応・考え方<br>本業務の積算につきましては、令和4年度から委託料内訳書を委託料積算書に改め、積算者の記名をするものとします。<br>また、予定価格の積算にあたっては、当該業務が、乾燥ケーキ等の受入・処分が可能であり、かつ近隣に所在する事業者しか履行できないものであることから、履行が可能な各事業者から参考見積書を微取するとともに、北海道建設部が土木関係工事積算要領において適用すべきものとしている地方資材単価および刊行物単価ならびに他都市の状況を勘案するほか、前年度より見積単価が変動した場合には当該事業者から変動理由の聞き取りを行うなど、総合的に検討することにより積算金額の妥当性の確保に努めてまいります。 |                                    |     |          |  |  |  |